

史料紹介

# 東京大学史料編纂所所蔵『御成敗式目』（永正三年本）について

前川 祐一郎

はじめに

近年東京大学史料編纂所の所蔵するところとなった史料に、永正三年（一五〇六）四月十七日の書写奥書をもつ『御成敗式目』（架蔵番号〇一五六―八）がある。本書は、書写年次の明らかな御成敗式目の古写本として貴重であると同時に、「追加」の中にこれまで知られていない鎌倉幕府追加法を収録し、さらに建武式目も合わせて一冊としている点において、幕府法の法制史料としてきわめて興味深いものである。そこで現時点で気付いたことのいくつかを「解説」として記すとともに、鎌倉幕府法の「追加」部分については、新出法令を含む上、所収法令の配列・体裁に法制史料として意味があると思われるため、全文翻刻して紹介することとする。

## 一 解説

### 1 全体の書誌

一九九六年に原蔵者より東京大学史料編纂所に寄贈された<sup>(1)</sup>。一冊。綴葉装。紺色表紙。五六丁（表紙を除く、うち墨付五〇丁）。縦二六・一糎、横一八・一糎。外題は「御成敗式目」であるが、内容は、「御成敗式目」と、鎌倉幕府法の「追加」、および「建武記（建武式目）」の三書

よりなる。この三書をもつて一冊とする写本はこれまで知られておらず、幕府法の法令集の体裁としてきわめて珍しいものである。

本書は、その奥書に、

右一冊者治国之要枢、政道之龜鏡也、而代々守其旨、或考准拠之例、或定追加之法者也、仍 [ ] 懇望之間、不及固辞再三、不顧錯字之憚、染禿毫而已、

永正三年四月十七日 近江守貞運<sup>(飯尾)</sup>

とあることから、室町幕府の奉行人飯尾貞運の書写にかかることが明らかである。貞運は文明十七年（一四八五）頃よりその活動がみえ、はじめ又六、のち、隼人佑、近江守の官途を名乗る<sup>(2)</sup>。いわゆる明応の政変で京都を追われた足利義材が、明応九年（一五〇〇）に大内義興をたより周防に下ると、程なくその後を追って出京したものと<sup>(3)</sup>。以後、永正五年の義材の上洛したがって帰京するまで、貞運は周防にあって義材の奉行人として活動する<sup>(4)</sup>ので、永正三年四月十七日の奥書をもつ本書は、周防で書写された本ということになる。奥書によると、本書は某人（今は擦り消されて見えず）の求めに応じて貞運が書写した本であり、貞運の所持本ではなく某人への進呈本である。したがって本書は、飯尾家ではなく、<sup>(5)</sup>その某人の手を經由して今日に伝わった可能性が高いと思われる。

## 2 各書について

### A 「御成敗式目」

本書所収の「御成敗式目」(ここでは便宜上永正三年本とよぶことにする)は、御成敗式目本文、評定衆起請文、(貞永元年)八月八日付北条泰時假名消息からなる。現存する式目古写本のうち、書写年紀の明らかなものの中では、康永二年(一三四三)の平林本、同三年の海印寺本、文明八年の鳳来寺本、同十七年の天理図書館本、尊経閣文庫所蔵の明応五年本と同七年本につぐ古さであり、式目の古写本として貴重なものといえる。<sup>(6)</sup>

永正三年本は、①第四条を清原氏系統の「財物」ではなく、「贓物」に作る、②第六条を武家系統の「沙汰出来」ではなく、「沙汰来」に作る、③第一八条を清原氏系統の「志孝」ではなく「忠孝」に作る、の三点からみて、池内義資氏の分類にいうB系統の写本、すなわち武家系統の写本と、清原氏系統の写本の両者の特徴を備える系統の写本に属するといえる。<sup>(7)</sup>

ところで、同じB系統の式目写本の中に、同じく飯尾貞運の書写にかかる明応七年本がある。同本はその奥書に、

右一冊、松田十郎左衛門尉頼房本也、以清三位秘本書写之云々、今又予秃筆懇望之間、一卷写遣之者也、先以彼本写留畢、

于時明応第七孟夏初七

近江守三善朝臣貞運<sup>(飯尾)</sup>(花押<sup>(8)</sup>)

とあるごとく、山名氏の在京奉行であった松田頼房が清原宗賢の「秘本」から書写した本より、貞運が転写したものである。<sup>(9)</sup>この明応七年本と永正三年本とを比較すると、同人の書写にかかるが故かと思われる、共通の字句の誤写が認められるものの、後者を前者から転写された本と見る

ことは困難と思われる。その最大の理由は、永正三年本には、明応七年本にはないテキストが含まれることである。それは①巻首の「於前々成敗事者、不諭理非不能改沙汰、至自今以後者、可守此状也、」との前書、②末尾の貞永元年八月八日付の北条泰時消息、である。このうち①は、明応七年本が属する清原氏系統の式目写本よりも、むしろ武家系統の写本に見られる特徴とされている。<sup>(10)</sup>

さらに、試みに永正三年本のテキストを、式目の写本系統を考える手がかりとされる七〇箇所<sup>(11)</sup>の字句についてみると、【表】のごとくである。また、それらの箇所を明応七年本と比較すると、一致する箇所が四八、異なる箇所が二二である。この数字は、両本の親近関係を示すものではあるが、同人による転写を前提とした写本の親子関係を想定するには、異同が多すぎると思われる。<sup>(12)</sup>

このように、永正三年本は明応七年本からの転写ではなく、別の本、それも武家系統の式目写本を親本とする可能性が高いとみられる。しかし現在のところ永正三年本に最も近い系統の写本を確定するに至らず、以下いくつかの気付いた点から若干の可能性を指摘するにとどめたい。まず、書写者の出自から想定されるのは、従来の式目写本研究ではその存在が指摘されるのみであった、飯尾氏系統の写本が親本である可能性である。<sup>(13)</sup>「清原業忠貞永式目聞書」に「先ハヤ、此式目ニ飯尾流、斎藤流、清家流ト云テ三アリ、」<sup>(14)</sup>とあるごとく、飯尾家は斎藤家・清原家とならんで式目写本とその注釈を伝える家と位置付けられていたが、確実な飯尾氏流の式目写本は現在のところ知られていない。今後、例えば幕府奉行人の飯尾氏の残した史料の検討などをおして、この可能性は検証される必要がある。

また、永正三年本のテキストの中に、各条文末の「置き字」を、他の式目写本に見られない字に作る箇所がある。第二条「焉」、第八条「焉」

表 永正三年本「御成敗式目」における70箇所の字句

	項目	永正三年本の字句	明応七年本との一致
1	3条9行「依」か「就」か	「依」	○
2	4条6行「贓物」か「財物」か	「贓物」	○
3	5条3行「子」の有無	有	×
4	5条4行「易」の有無	無	○
5	6条1行「領」有無、「及」に作るか	「領」に作る	○
6	6条1行「沙汰出来」か「沙汰来」か	「沙汰来」	○
7	6条2行「不」下は「被」か「及」か「能」か「可」か	「被」	×（「能」）
8	6条3行「庄公」か「庄園」か	「庄公」（傍書「園イ」）	○
9	8条1行「後」下に「無其沙汰」をおくか	無	○
10	9条1行「式目」か「式条」か	「式条」	○
11	10条2行「流刑」か「流罪」か「遠流」か	「流刑」	×（「流罪」）
12	10条3行「之」か「其咎」か何れも無しか	「其咎」	○
13	10条4行「敵」下の「者」の有無	有	○
14	10条5行「次」の下に「其子」をおくか	無	×
15	12条3行「被」の有無	無	×
16	13条2行「所帯」「所領」の順序	「所領」「所帯」の順	○
17	13条2行「可」下の「被」の有無	有	○
18	15条事書下の付書の有無	無（但し異本により補う）	○
19	15条1行「領」下に「若」をおくか	有	○
20	15条1行「可」下に「被」をおくか	無	×
21	16条7行「為」の有無	有	×
22	16条7行「京」の上に「交」をおくか	無	○
23	16条10行「畢」下の「而」の有無	有	○
24	17条3行「過」か「科」か「罪」か「咎」か	「咎」	○
25	17条4行「難」下に「被」をおくか	無	×
26	18条1行「愛」の有無	有	×
27	18条3行「教」の上は文字なしか「既」か「已」か	文字なし	×（「已」あり）
28	18条4行「儀」下に「者」をおくか	有	○
29	18条5行「忠孝」か「志孝」か「至孝」か	「忠孝」（傍書「志イ」）	○
30	20条事書「先」下に「子」をおくか	有	○
31	20条1行「悔」の上に「令」をおくか	有	○
32	20条2行「父祖」か「父母」か	「父母」	×
33	21条2行「若」の有無	有	○
34	24条1行「亡」有無、「夫」か「人」か、「夫」下の「之」	「亡夫」	×（「夫」）
35	25条2行「優如」か「優恕」か	「優恕」	○
36	25条5行「於」か「猶」か「尚」か	「於」（傍書「猶イ」）	○
37	26条2行「子」下に「息」をおくか	有	○
38	30条3行「事」の有無	有	○
39	31条事書「御成敗」か「裁許」か「御裁許」か	「裁許」	○
40	31条2行「構」下に「出」をおくか	無（傍書「出イ」）	×
41	34条4行「大」の上に「右」をおくか	無	○
42	34条5行「剃除」か「剃落」か	「除」	○
43	34条5行「子」の有無	有	○
44	36条1行「堺」か「境」か「界」か	「境」	○
45	36条4行「界」か「境」か「堺」か	「境」	○
46	39条4行「不在」「不能」「不有」「非」の何れか	「不在」	○
47	40条5行「遍」か「偏」か	「遍」	○
48	41条1行「大」の上に「右」をおくか	有	○
49	41条1行「家」の下に「御時」か「之御時」をおくか	「御時」	○
50	43条1行「式条」か「式目」か	「式条」	×
51	43条2行「所帯」か「所領」か	「所領」	○
52	44条1行「劳功」か「劳効」か	「劳効」	○
53	44条4行「縦」か「縦使」か「仮使」か「仮令」か	「仮使」	○
54	44条4行末の置き字・割注有無	「矣」	×（「焉」）
55	45条1行「謂」か「論」か	「論」	○
56	45条2行「裁断」か「禁断」か	「裁」（傍書「禁イ」）	×
57	48条4行「可」下に「被」をおくか	無	×
58	49条1行「者」の有無	有	○
59	51条2行「若」の有無	有	○
60	起請文2行「称」か「構」か	「構」（傍書「称イ」）	×
61	起請文2行「無理」か「無道」か	「無道」	○
62	起請文2行「又」下に「為」をおくか	有	○
63	起請文3行「明」か「顯」か	「顯」	○
64	起請文4行「事」と「意」の順序	「緯」と「意」の順	×（「事」の字異なる）
65	起請文4行「評」の上に「御」をおくか	無	×
66	起請文7行「設」か「誤」か	「誤」	○
67	起請文12行「雖」下に「為」をおくか	有	×
68	起請文14行「別」か「殊」か何れもなしか	「別」	○
69	起請文16行「於」の有無	無	○
70	起請文16行「蒙」下の「者」の有無	有	×

（97） 東京大学史料編纂所所蔵『御成敗式目』（永正三年本）について（前川）

第三四条「焉」、第四三条「之」、第四七条「焉」のごとくであるが、この「置き字」には、先述の式目の家の家説が反映されることがあるという。例えば明応七年本の第八条には、文末を「也」の字で終える後に、「焉、斎藤家分置字、也ハ清家分也、」と、斎藤家の式目テキストではこの字を「焉」と作り、清原家では「也」とするとの注記が付されている。<sup>(18)</sup> 永正三年本の第八条はまさに「焉」の字に作り、少なくともこの箇所は斎藤家の家説通りである。

以上のごとく、現在のところ、永正三年本の系統については、いわゆるB系統の中でも最も武家系統に近いことを指摘しうるにとどまる。ただ、明応七年本を親本としていないとの推定に誤りなければ、貞運は少なくとも一時期、複数の系統の式目写本を所持していた可能性が高いことになる。今後、こうした室町幕府奉行人による法制史料運用の研究をおして、御成敗式目テキストの研究に進展をもたらさしめる点からも、永正三年本御成敗式目の史料価値は高いといえよう。

#### B鎌倉幕府法の「追加」

本書所収の「追加」は、全部で四八ヶ条<sup>(19)</sup>の鎌倉幕府法を収める、追加集とよばれる幕府法令集である。その所収法令・配列順序を他の追加集と比較すると、二九条目まで（以下便宜上前半部とよぶ）は、その配列も含めて群書類従本「御成敗式目追加」およびその一本（以下『中世法制史料集』第一巻の略記「成道」「成道一本」にならう。他の追加集についても同様。）に最も近い。三〇条目以降（以下後半部とよぶ）は、配列はともかく、他追加集に見えない法令、あるいは他に「貞応弘安式目」（「貞式」）および「近衛家本式目追加条々」（「近条」）のみが伝える法令を多く収めている点を大きな特徴とする。<sup>(20)</sup>

まず前半部は、第二七条目までを「成道」と比較すると、「成道」で

は、①本書所収「追加」一三条目と一四条目の間に「御評定時可退座分限事」（追加法七二、以下『中世法制史料集』第一巻所収の追加法は番号のみ記す）を、②二三条目と二四条目の間に「自寛元元年至康元元年御成敗事」（四四六）を、③二七条目の次に「自康元元年至弘安七年御成敗事」（六一九）を収めるが、それ以外はほぼ、所収法令・配列とも一致している。ここまでは他の追加集とも共通するが、第二八・二九条目の法令・配列は、「成道一本」が最も近い（但し、二九条目のテキストは、「成道一本」よりも国立公文書館内閣文庫所蔵「御成敗式目抜書」に近い）。もっとも、「御評定時可退座分限」と「起請文失条々」をその末尾（後半部）におく点は、「成道」の配列とは大きく異なる。<sup>(21)</sup>

つぎに、後半部のうち、まず、他の追加集に見えない法令として、三二条目「質券所領事」がある。これは『中世法制史料集』第一巻未収録の、新出の幕府法である。年次が記されていないが、『吾妻鏡』宝治二年（一二四八）七月十日条に、

雑務条々有其沙汰、教経等勘申云、所謂父祖入所領於質券、不致弁令死去之時、令讓与後家并子息畢、而得其所之仁、依為親之出挙、平均可支配之由申之、自余子息等、差名字入質券之上、其所知行之仁可致沙汰之由申之、<sup>(22)</sup>

とあるのは、この法令の立法の前提を伝えるものである。本書「質券所領事」をこの記事と比較すると、本書にのみ伝わる「評定云」以下が、この時の「勘申」をうけた幕府評定の結果、すなわち立法の内容を伝えることが明らかである。したがって「質券所領事」の立法年次は、この記事にかけて宝治二年七月十日に比定される。

さて、後半部所収の法令のうち、三四条目「可為御家人輩事」、三六条目「未断闕所事」、四三条目「讒者事」、四四条目「口入事」は、他には「貞式」「近条」の二追加集にしか見られないものである。その他の



法令も、二九・三〇・三二・三三条目以外は、両追加集の双方、ないしはいずれかに収録された法令ばかりである。したがって、後半部は、この二つの追加集と関わりが深いものと推測される。周知のように、「近条」は、「貞式」をほぼ包摂する追加集であるが、本書四〇条目「諸事訴訟事」の事書下付に「弘安四四廿三評」とあること等の共通性からいえば、「近条」の方により近いといえる。しかしながら、この親近性を、「近条」系の追加集からの抄録の結果とみるか、それとも両者の共通の原型となった史料の存在を想定すべきかについては、未だ成案を得ない。以上、前半部と後半部に分けて本書所収の「追加」につき概観したが、「成追」「貞式」「近条」のいずれも、少なくとも現状では御成敗式目の末尾に付加された体裁ではない。したがって、本書の親本たる貞運所持本の「追加」の体裁が、本書同様御成敗式目との一体型であったか否かは、興味をひくところである。

#### C 「建武記（建武式目）」

本書所収の建武式目は、①巻首を「建武式目」ないし「建武式目条々」ではなく「建武記」と作る点、および②最後の「以前十七箇条」云々の部分、「義時泰時父子之行状」の右に「頼朝義経之武略、後成恩寺太閤御点削」と傍書する点、尊経閣文庫所蔵の「建武記」（「前一本」と同じ特徴を備える。また、一二条の「或衣装…不可被召仕近辺」の字句、および一五条の「御憐愍」以下の字句が脱落している点も「前一本」と同様であり、諸本の中で同本がもっとも親近性ある本といえる。本書所収建武式目の最大の特徴は、御成敗式目や鎌倉幕府法の追加集とあわせて一冊とされている点にあるが、この体裁が貞運所持本の本来の姿であったのか、それとも某人の求めに応じてここでは一冊に収めたものかは、判然としない。ただ、冊全体の奥書に「右一冊者治国之要極、

政道之亀鏡也」とあることは、当該期、御成敗式目や「追加」とあわせて建武式目にも法典・法令集として高い価値を見いだす考え方が存在したことを示し、当該期の同書の位置を考える上で興味深い。

#### 〔註〕

- (1) 『東京大学史料編纂所報』三三号の彙報参照。学術価値の高い貴重な史料を本所に寄贈されたことにつき、一所員としてこの場を借りて原蔵者に深く感謝の意を表したい。
- (2) 『嵯川親元日記』文明十七年八月四日条には、選俗した御前未参衆の一人として「飯尾又六貞運」の名が見える。
- (3) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』（岩波書店、一九八五年）、設楽薫「清元定本『伺事記録』の伝来」（『日本歴史』四五六号、一九八六年）などに、この間の経緯や、貞運の他にも京都を出て義材の麾下となった奉行人のあることなどが詳しく述べられている。なお、貞運については、少なくとも明応八年五月までは、在京の徴証がある（尊経閣古文書纂一「所収『飯尾文書』明応八年五月十二日付幕府奉行人奉書に、貞運が撰津中嶋江口河上関につき訴えたことが見える」。
- (4) 前掲注(3)今谷氏著書参照。
- (5) 貞運の出た飯尾氏（大和守・近江守流）の文書・典籍の一部は、前田育徳会尊経閣文庫の所蔵となつて伝来している。
- (6) 御成敗式目の写本系統研究については、池内義資「御成敗式目の研究」（平楽寺書店、一九七三年）、および細谷勘資『大阪青山短期大学所蔵本テキストシリーズ3 御成敗式目』（大阪青山短期大学、一九九六年）を参照。
- (7) 池内氏前掲註(6)書参照。
- (8) 東京大学史料編纂所架蔵影写本明応七年本「御成敗式目」。
- (9) 松田頼房、および松田氏の十郎左衛門流については、榎原雅治「新出『丹後松田系図』および松田氏の検討」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第四号、一九九四年）参照。

- (10) 「今又…者也」の部分、やや難解であるが、松田頼房から貞運に頼房本式目の清書依頼があり、その求めに応じて頼房本の清書「一卷」は頼房に渡す、との意であろうか。その際にもう一部作られて貞運の手許に残された頼房本の写しが、明応七年本であることになる。
- (11) 例えば、四三条の事書、「所出」とあるべきところを両本とも「諸出」と作る点。この誤写は他の式目諸本にはみられない。
- (12) 前掲注(6) 池内氏著書二〇頁に、式目原本がこの前書を有すること、また、主な武家系統の古写本には前書のあることが指摘されている。
- (13) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、初版一九五五年)御成敗式目解題参照。
- (14) この七〇箇所、字句の異同について、池内氏前掲注(6) 書では、御成敗式目校本(『中世法制史料集』第一巻)と諸本を、細谷氏前掲注(6) 書では、大阪青山短期大学所蔵御成敗式目(中村直勝氏旧蔵本)と諸本を、それぞれ比較検討している。両氏の検討では、概ね五〇箇所程度の一致をもって写本系統の親近性を認めている。たしかに書写年代・伝存地域に幅のある諸本を比較する場合、この数字をもって親近性をみとめることは妥当であろう。しかし、明応七年本と永正三年本のごとく、同一人が比較的短い期間に書写した二本の比較では、七〇箇所中二〇箇所以上の異同の存在は、直接の親子関係の想定を困難にする。なお、この他の箇所でも両本の間には字句の異同が多く、とくに諸本中明応七年本にのみ見られる字句(たとえば第三条三行「甚」を「太」に作る点など)の多くが、永正三年本には受け継がれていない。
- (15) 池内氏は、前掲注(6) 書一〇四頁において、明応七年本の奥書から、貞運の手許に式目の存在しなかったことを推定された。しかし本稿注(10)で述べた解釈にもし誤りなければ、少なくともこの奥書から不所持の事実を積極的に推定することはできない。
- (16) 池内義資編『中世法制史料集 別巻 御成敗式目註釈書集要』(岩波書店、一九七八年)三五九頁。
- (17) 第四七条の置き字「焉」は、前掲注(14)の大阪青山短期大学所蔵「御成敗式目」(中村直勝氏旧蔵本)にも見える。

- (18) 前掲注(8) 明応七年本御成敗式目。この点は、前掲池内氏著書四三頁にも指摘されている。
- (19) 次章に掲げる翻刻では条文番号を四七まで付しているが、第八条目にはもう一つの幕府法(一五二)が収められているため、実質は四八ヶ条である。
- (20) 以下本稿では、「成追」のテキストは『群書類従』武家部第二十二輯所収「御成敗式目追加」を、「貞式」のテキストは東京大学史料編纂所架蔵写本「貞応弘安式目」を、「近条」のテキストは東京大学史料編纂所架蔵写本「式目追加条々」を、それぞれ参照している。
- (21) この、諸追加集の共通部分については、新田一郎「是円抄」系「追加集」の成立過程について(同『日本中世の社会と法』東京大学出版会、一九九五年)などに指摘されている。
- (22) 『中世法制史料集』第一巻補遺参照。
- (23) 以上『中世法制史料集』第一巻、追加法解題も参照。
- (24) 『吾妻鏡』のテキストは国史大系本によった。
- (25) 『中世法制史料集』第一巻、追加法解題参照。
- (26) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』(岩波書店、初版一九五七年)建武式目解題参照。
- (27) 東京大学史料編纂所架蔵写本「建武記并暦不審事」による。

#### 〔凡例〕

- 一、丁替りは、各丁表裏の終わりに当たる箇所に「を付して示し、次の表裏の始めに当たる部分に丁付け及び表裏を(一オ)(二ウ)の如く傍注した。

#### 翻刻

- 二 東京大学史料編纂所所蔵「御成敗式目」の「追加」部分の  
一、便宜上、条文番号を各条事書の上に洋数字で示した。  
一、「中世法制史料集」第一巻に収録された法令については、その番号

を、事書の下に【一】の如くその番号を示した。

一、使用漢字は原則として常用字体を用いた。

一、校訂註は、原本の文字に置き換えるべきものには「〔 〕」、参考または説明のためものには（ ）を以て括った。

追加<sup>(二六〇)</sup>

1 一 貞応嘉祿以後盜賊跡所領事<sup>天福元</sup>去年八月五日評定【三五】

右、縦雖擄取其身、於所領者、不及没収、早可被返付本所、但籠置惡党、雖触子細、至拘惜者、為懲狼籍、尤可被補地頭也、

2 一 畿内近国并西国堺相論事<sup>嘉祿四閏九一被定之</sup>【四二】

右、共以為公領者、尤可為国司之成敗、於庄園者、為領家之沙汰、經奏聞、可蒙聖斷、而地頭等任自由相論之<sup>(二七五)</sup>條、儘可從停止焉、

3 一 依芸能被召仕輩所領事【五三】

右、或讓渡他人、或非器之輩相伝之條、無其謂之由、議定先畢、仍付器量可令相伝也、

4 一 盜賊贓物事【二二】

右、已依贓物之多少、被定罪過之輕重畢、假令錢百文若二百文以下輕罪者、以壹倍令弁償、可令安堵其身、三百文以上之重科者、縦雖行一身之<sup>(二七〇)</sup>科、更莫及三族之罪者、於親類妻子并所從等者、如元可令居住也、次同宿所家主懸罪科否事、不知其意者、不及家主罪科之由、度々經其沙汰畢、

5 一 所預置召人令逃失罪科事<sup>同七廿評</sup>【三四】

右、預謀叛人之処、其召人於令逃失者、依為重事、可被召所領也、其以下者不可処重科、隨輕重可被行過怠、所謂寺社修理等是也、但逃脱之後、為令尋求、三ヶ月者可被延引、若三箇月内不尋<sup>(二八五)</sup>出者、隨事躰、可有其沙汰歟、

6 一 以田地所領、為双六賭事【五四】

右、博戲之科、禁制惟重、而近年非背背制符、剩以田地為賭之由、間有其聞、自今以後、可從停止、若猶令違犯者、早被處重科、可令没収其賭矣、

7 一 諸人相論事【九三】

右、証文顯然之時者、不及子細、若証文不分明者、可被叙用証人申狀也、又証文顯然之時者、証人申狀<sup>(二八〇)</sup>不能叙用歟、又証文与証人共以不分明者、可及起請文歟、証文証人顯然之時者、不及起請文也、

8 一 新補并本地頭不叙用御下知事<sup>嘉祿四九評定事書</sup>【九四および一五二】

右、新補地頭者、云本司跡、云新補率法、不可混領兩様之由、被下知之処、不叙用其狀、猶令違犯者、改易其所、可被充行勲功未給之輩也、

仁治元十一廿三評、被召所領者、就之所々訴訟無尽期歟、仍可被

召箒屋用途也、但隨其所之多少、可被召之、假令五十町所者、可被召錢五十貫文也、但地頭得分也、寄事於左右、不可成土民之煩<sup>(二九〇)</sup>、

次本地頭之輩、或背先例、或違父祖例之由、訴訟之時、不從御下知者、召其所、可被充行官仕忠勞之輩并所知之替也、次御祈勤仕人之跡事、有如先条之子細者、召其所、可充給御祈勤仕之仁也、已上三ヶ条、就此式目、所々訴訟定多出來歟、委細札明之、可有御成敗歟、

9 一 御家人任官事<sup>嘉祿四九廿七</sup>【九六】

右、依御要被召成功之時、進納功物、遂所望者、公益之<sup>(二九五)</sup>其一也、而近代為語付功人、可令減納之由、京都奉行入内々相議之間、如然之便宜、火急御要之時、催促一切不合期、是則不忠之至也、縦為神事仏事用途、以非不日之究濟、為扶弱之計、更不可有減納之儀、況亦本數已就建久以往之本法、被減定訖、非被省充過分之煩哉、次自元不及成功官職之外、不可有御吹拳之儀、加之、至所望之輩者、都

- 以不可及御沙汰者、各可存此旨矣、」
- 10 一 御家人後家、任亡夫讓、給安堵御下文事曆七元【一九八】  
右、此条平均之例也、爰於令改嫁之輩者、可充給他人之旨、被定置已來、為免其難、或少年或無病之族、寄絆於所勞、讓与子息親類、申給安堵御下文之後、及改嫁云々、甚以濫吹也、於自今已後者、不臨重病危急者、不可被許其讓焉、
- 11 一 諸堂供僧等、或臨病患付属非器弟子、或立名代後落墮世間、猶貪其利潤事曆七元十二兵庫頭奉行【一九七】  
右、云彼云此、共以背仏意歟、縱雖為師讓、不可被許非器之輩、縱雖為器量之仁、不可被用濫僧讓、於自今以後者、固守此炳誠、撰法器拔群人讓之、專戒行、敢不可違越矣、
- 12 一 改嫁事延元九卅評 佐竹別当人道後家沙汰之時被定之、【二二二】  
右、或致所領之成敗、或行家中之雜事、於令現形者、尤可有其誠、此外至内々之密儀者、縱雖有風聞之說、非沙汰之限焉、」
- 13 一 尼還俗改嫁事、有沙汰、而不及記之由評定畢、  
以御恩所領、入負物質券事【一三九】  
右、沙汰出来之時、過半分以上致弁者、差日数令弁償、可被糺返彼券契也、不足半分者、可充給所領於他人也、
- 14 一 敵对于祖父母并父母、致相論輩事延元五十四【一四三】  
右、告言之罪不輕之處、近日間有此事、教令違犯罪科是重、自今以後、可令停止之、若猶及敵三三对者、慥任本条、可被行重科也、  
信濃国落合後家尼与子息相論之間被定之畢、
- 15 一 関東御家人、以雲客已上為聲、讓所領於女子事【一四四】  
右、於公事者、隨其分限、可被省充之由、先日雖被定置、自今以後、至于相具雲客已上之女子者、不可讓与所領也、
- 16 一 凡下輩不可壳領買地事【一四五】
- 17 一 諸人訴訟对決時、進懸物状事仁治二八廿八評【一六八】  
右、甲乙人訴訟之時、遂对問之處、或不預裁許之族、為散鬱憤、稱懸物捧押書、或所申為非拠者、以論人之所領、可充給敵人之由、相互載其三三状之間、各住貪欲之心、弥好喧嘩之論歟、自今以後、進懸物状之時、於致濫訴者、早以所載懸物之所領、可充給他人之旨、可令書載也、
- 18 一 不蒙御免許、企遁世後、猶知行所領事仁治二【一六九】  
右、或及老耄、或依病患、以所領所職、讓与子孫、給身暇企遁世者、普通之法也、而未及老年、無指病惱、不蒙御免、無左右令出家、猶知行所領事、甚自由之所行也、自今以後、如此之輩、処三三于不忠之科、可被召所領也、但兼日以子孫并養子為代官、於致奉公者、不及子細歟、為遁世俄称養子、至令吹挙者、不能叙用、兼又乍浴関東之御恩、居住京都并他所、不致官仕者、同以不可領知其所、抑本自祇候京都之輩、預関東之御恩者、非沙汰之限矣、
- 19 一 鎌倉中諸堂別当職事仁治三十五【二〇三】  
右、於寺務職者、以德闢功積之人、可被撰補之處、」不謂器量、不顧若藹、恣称有師範之讓、管領一寺、匪音招當時之晬、甚不可叶仏意、於自今以後者、一向停止讓補之儀、宜依時儀焉、
- 20 一 式部丞并諸司助事仁治四三廿五【二〇四】  
先度准勅負尉功、以百貫文可被申任之由、雖有其沙汰、自今以後、不可有其儀、且於待之所望者、一向可被停止之、
- 21 一 御恩事【二〇六】



先度如被定置、不定闕所之以前、差其所於望申之輩等事者、不能御沙汰、但定闕所之後者、非制之限矣、

22 一 自嘉祿元年至仁治三年御成敗事正嘉十二、二十太田民部大夫奉行【三二二】

右、於自今以後者、准三代將軍并二位殿御成敗、不及改沙汰焉、

23 一 離別妻妾知行前夫所領事文永四十二、廿六【四三五】

右、有功無過之妻妾、雖被離別、前夫不能悔還所讓與領之由、被載式目畢、而離別之後、嫁于他夫、猶知行彼所領之条、為不義歟、

自今以後、於嫁他夫者、早可被召上所讓得之領也、次非御家人之輩女子、并傀儡、白拍子、及凡卑女等、誘取夫所領、令知行者、同可被召之、但為後家有貞節者、非制之限矣、

24 一 依当知行仁罪科、被召所領事文永十一、六二【四六二】

右、一期知行之輩、依罪過被召所領之間、未來之領主、雖無其誤、永佗僚為不便歟、若繼母兄弟并他人等、為一期之領主、有罪科、被召彼所領之時者、可充給向後之領主、但祖父母々々之後、子孫可知行之所者、雖為一期知行之仁罪過、可被収公也、

25 一 他人和与領事同日【四六一】

右、閣子孫讓佗人之条、結構之趣、非無奸略、不謂御恩私領、向後可被召彼和与之地也、但兄弟叔姪之近親者、非制之限、又雖為傍官并遠類之子息、年來為猶子令収養者、不及子細矣、

26 一 安堵御下文事【五六七】

右、不可准御成敗、訴訟出来之時者、就理非可被裁許焉、

27 一 關東御領知行後家并女子事【五六八】

右、後家女子令在京之条、不可然之間、向後可停止、若背制法者、可被収公所領也、

28 一 海路往反船事式目以前事注之【三二二】

右、或令漂倒、或遭難風、自然被吹寄之処、所々地頭等号寄船、無

左右押領之由有其聞、所行之企、甚以無道也、縱雖為先例、諸人之歎也、何以非拠可備証跡哉、自今以後、儘隨聞及、且令停止彼押領、且可被糺返損物也、若猶遁繹於左右、不拘制法者、可被注進交名之状、依鎌倉殿仰執達如件、

寬喜三年六月六日

武藏守  
相模守

29 一 廿年以後訴訟事北条時時嘉祿三十八、七、廿、允奉行【九二二】

右、如式目者、当知行之後過廿ヶ年者、任故大將家之例、不論理非不能改替云々、而或構謀書被押領之由訴之、或掠給御下文知行之条、不可依此式目之旨、憤申之輩、雖有其數、不論理非之詞、已相叶此儀歟、自今以後、雖有文書之紕繆、守式目之趣、過廿ヶ年者、不顧

理非、就知行之年紀、可有御成敗矣、

30 一 主従対論事對馬外記大夫奉行【二六五】

去冬之比有沙汰歟、然於自今以後者、不論理非、不可有御沙汰矣、

31 一 以所領入質券令壳買事【四三三】

右、御家人等、以所領或入質券、或令壳買之条、為佗僚之基歟、自今以後、不論御恩私領、一向停止沽却并入流之儀、可令弁償本物也、但非御家人之輩、被載延応制之間、不及子細歟、

32 一 質券所領事三七七

父祖入所領於質券、不致弁令死去之時、令讓与後家子息等、而得其所之仁、依為親之出挙、平均可支配之由申之、自余子息、差名字入質券之上、其所知行之仁可致沙汰之旨陳之、評定云、差名字入質券者、其所知行之仁可致其償歟、

33 一 盜入罪科輕重事書明石左近將監奉行【二六三】

先日被定置訖、而守彼状、稱為少過、致一倍弁之後、猶以令少過

之盜賊者、准重科可被行一身之咎、以此趣雜人奉行人等可令存知也、  
34 一 可為御家人輩事弘安十五廿五【六〇九】

祖父母帶御下文之後、子孫雖不知行所領、為御家人令安堵之条、先々  
成敗不可相違、但依其身之振舞、可有許否沙汰歟、

35 一 隱置惡党於所領內輩事弘安九二五【五九一】

自身者関東參仕之間、在国事不知及之由、三六七依令申之、前々遁罪科  
歟、於自今以後者、令隱置惡党於所領之由、令露頭者、身雖不在国、  
可被召所領三分一也、但來住所領、百日許居住之族、雖為惡党、不  
可存知之間、鎌倉參住之仁、不可及罪科、至代官者、為在国之間、  
依不可通其咎、永不可召仕之、若猶召仕者、主人可有其科也、正員  
又令在国者、雖為百日居住之浪人、可被改所帶矣、

36 三九五一 未斷闕所事弘安九二廿四 其沙汰了【五九二】

依罪科可註進所領之由、被仰下之處、或自然未註申之、或雖註進、  
不合評定之分者、本主可令安堵之旨、去年沙汰畢、而無下知狀者、  
可為後日之煩歟、早相触引付、可令成下知之由、可被仰問注所焉、  
37 一 牛馬盜人々勾引等事【二八六】

右、罪科是重、雖可令処重科、就寬宥之儀、三九七可召禁其身許也、但  
此犯及兩三度者、妻子不可通其科、次人勾引事、於親子兄弟等者、  
非人勾引之儀、不可懸其咎焉、

38 一 諍論事【二八八】

右、土民之習、雖令拏擢、於無其疵者、不処罪科、而遼遠之地頭猛  
狂之輩、或称鬪諍、或号打擲、致民煩云々、於自今以後者、專致撫  
民之計、宜止無道沙汰焉、

39 四〇七一 質券地同作毛事文永五十評【四四二】

或不弁本錢之以前、押作所領、或雖弁本物、不請取之、令領作云々、  
云彼云此太無道也、然者本主雖押作之、不弁本物之以前者、至件作

毛者、可為錢主之進止、又錢主雖耕作之、弁本物之後者、於作毛者、  
可為本主之進退也、

40 一 諸事訴訟事弘安四廿三評【四八四】

頭人掌目錄、糺年紀可有申沙汰、次訴陳狀、縱四〇七雖為大事、不可過  
三問答、次遁避輩、禁忌之由、雖令自称、不申証拠者、御沙汰不可  
有延引也、

41 一 表裏証文事【五五六】

貧道御家人等、相逢富有之輩、內則書渡沽却質券之狀、外亦誘取親  
子契約之讓狀云々、所存之趣、奸謀之至也、如此之地者、或返与本  
主、或可為闕所、

42 一 頭人退座事【五五七】

頭人訴訟并退座之沙汰、既被賦処分者、可渡四七他引付、自今以後、  
可守此儀、

43 一 讒者事【六〇七】

右、欲損人之族、挿奸心致讒訴歟、於如然之輩者、永不可召仕焉、  
44 一 口入事【六〇八】

右、或募權門之威、或称縁者之由、企口入之間、奉行人成怖畏之思  
歟、為世為人、其科不輕、有違犯之輩者、同不可召仕矣、

45 四一一 六齋日并二季彼岸殺生禁斷事【三四七もしくは三二六】

魚鼈之類、禽獸之彙、重命逾山岳、愛着相同人倫、因茲罪業之甚、  
無過于殺生、是以仏教之禁戒惟重、聖代之格式炳焉也、然則件日々、  
早禁漁網於江海、宜停狩獵於山野也、自今以後、固守此制法、一切  
可從停止、若背禁遏、有違犯之輩者、可加科罰之由、可被仰諸国守  
護人并地頭等、但至有限神社之供祭者、非制禁之限、

46 四二一 御評定時可退座分限【七二もしくは一四〇・一四一】

祖父母 父母 養父母 子 養子 孫 兄弟 姉妹 躰姉、妹、  
孫孫、同之、

舅 相舅 伯叔父 甥姪加之、 從父兄弟 小舅 夫妻訴訟之時  
可退之 烏帽  
子々 追加之、

47定 起請文失条々【七三】

一 鼻血出事

一 書起請文後病事但除本病者、

一 鴉烏糞懸事〔四二〕

一 為鼠被食衣裳事

一 自身中令下血事但、除用楊枝時、并月水女及  
痔病者

一 重輕服事

一 父子罪科出来事

一 飲食時咽事但、以打背程、可定矣、

一 乘用馬斃事

右、書起請文之間、七箇日中無其失者、今延七ヶ日、可令參籠、若

二七箇日猶無失者、就惣道之理、可有〔四三〕御成敗之状、依仰所定如件、

文曆二年閏六月廿八日

右衛門尉清原季氏〔四四〕

左衛門尉藤原行泰〔四五〕

凶書允藤原清時〔四六〕